

国の新しい農業政策が 4月からスタートします

自給率向上のために、シンプルでわかりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るための新しい対策が4月からスタートしますので、ご協力ください。



注意!

ただし、作付面積のうち10アールは自家飯米・縁故米分として一律控除して計算されます(一定要件のもと集落営農組織の場合は組織として10アールのみ控除)。

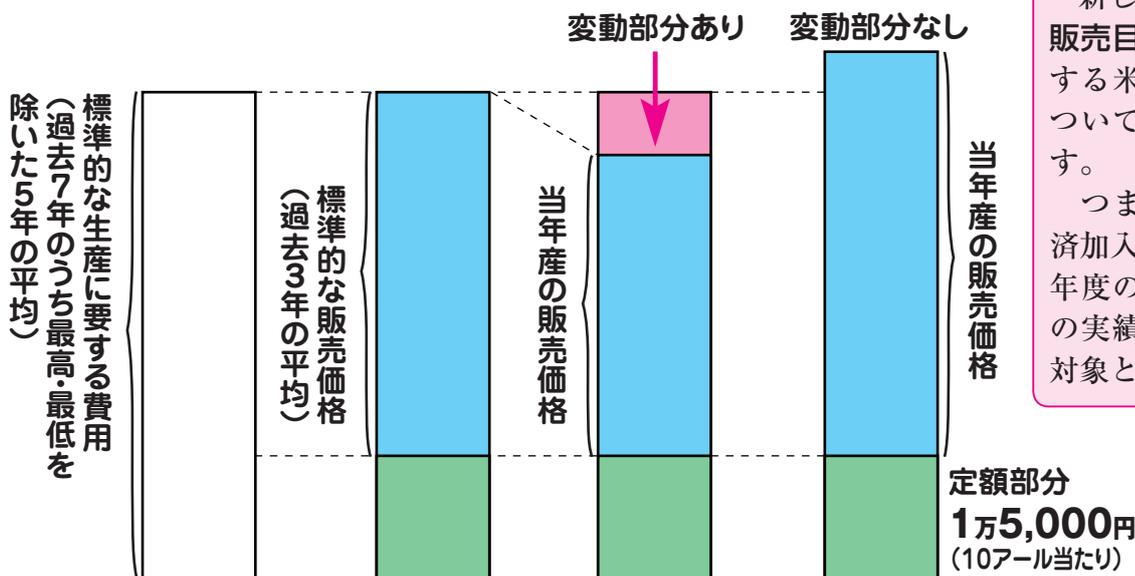
また、調整水田等の不作付地がある場合は、改善計画の提出がないと生産数量目標達成とはなりません。



米戸別所得補償モデル事業

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積10アールあたり15,000円が定額交付されます。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行われます。



※定額部分…恒常的なコスト割れ相当分の助成

※変動部分…22年産の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定して助成

水田利活用自給力向上事業

自給率向上のために、水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援が行われます。

交付単価(全国一律)

作物	単価(10㍍当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
水田経営所得安定対策の単価(全国平均)	
	小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円
その他作物 (都道府県単位で単価を設定します。福島県で設定した単価の詳細についてはお問い合わせください。)	1.0万円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円

※戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米です。

この事業は、生産数量目標を達成しなくても、作付した面積分の支援が受けられます。
ただし、販売目的の作付であって、捨て作りは認められませんので注意が必要です。

作物の作付状況については現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。



これらの事業の交付金は国から直接支払われますが、交付金を受け取るには、加入申込書・作付面積確認依頼書などの書類の提出が必要となります。
書類の提出期限は6月30日(水)で、それ以降は書類の受け付けが一切できなくなりますので、ご注意ください。
なお、加入申込等にはさまざまな要件がありますので、詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

- 東北農政局戸別所得補償制度モデル対策推進室 ☎022(722)7337
- 農政課農産振興係 ☎(55)5117
- 各支所産業建設課農政係

- 安達支所 ☎(23)9042
- 岩代支所 ☎(65)2822
- 東和支所 ☎(66)2489
- みちのく安達農業協同組合
- 農業振興課 ☎(33)2736

- 北部営農センター ☎(23)1412
- 東部営農センター ☎(66)2888

※事業内容の詳細は、農林水産省のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/>

※平成22年営農計画書については、4月上旬に取りまとめを行う予定です。書類提出等については期限を厳守のうえ、ご協力をお願いします。